**第７７期司法修習生及び第７４期～７６期登録替希望弁護士に対する**

**就職・開業説明会参加申込書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事務所名** |  | 所属会 |  | 弁護士会 |
|  | 会員名 |  |
|  | 事務所の構成 | 所属弁護士数（ |  | ）名 |  |
|  |  | うち，男性（ |  | ）名 ・ | 女性（ |  | ）名 |
|  | 主な取扱事件（複数選択可） |
|  | [ ] 不動産・建築　[ ] 医療過誤（[ ] 医療機関側、[ ] 患者側）　[ ] 交通事故　　[ ] 消費者[ ] 労働問題（[ ] 使用者側、[ ] 労働者側）　[ ] 渉外・外国人 [ ] 知財事件　　[ ] 破産・再生等　[ ] 商事（企業法務）　[ ] 家事事件（[ ] 相続、[ ] 離婚、[ ] 成年後見等）　　　[ ] 行政事件[ ] 刑事・少年事件　　[ ] その他： |
|  | その他事務所の特徴など |
|  |  |
| **採用条件等** |
|  | 採用予定人数 | 名 | 採用意思の程度 | [ ] 弁護士を確定的に採用する予定である[ ] いい人がいれば採用する予定である[ ] その他： |
|  | 採用形態 | [ ] 通常の勤務弁護士　　[ ] 軒先貸し弁護士（いわゆるノキ弁）[ ] パートナー弁護士　　[ ] その他： |
|  | 給与の額等 | 注）ノキ弁の場合、売上げ保証の有無及び額 |
|  | 保険・年金 | [ ] 弁護士が個人で加入　[ ] 事務所で社会保険加入　□その他 |
|  | 弁護士会費 | [ ] 全額個人負担　　[ ] 事務所負担　　[ ] その他： |
|  | 個人受任の可否 | [ ] 受任可　 [ ] 受任不可　　[ ] その他： |
|  | 個人事件の経費負担の有無 | [ ] 負担なし[ ] 負担あり　⇒内容： |
| **修習生に伝えたい事項** |
|  |
| **就職説明会後、本内容を、未登録者及び就職説明会に参加できなかった道内での就職を希望する修習生に情報提供することについて** |
| [ ] 同意する　　　　[ ] 修習生については同意するが、未登録者については同意しない[ ] 同意しない |
| **就職説明会後の採用選考についての指定事項**（事務所訪問の申込方法，事前提出書類（エントリーシートの有無等）） |
|  |
| **説明会終了後の懇親会（午後５時半～午後７時）の出欠及び参加者** |
| [ ] 参加しない | 【参加者名】 |
| [ ] 参加する（右欄記載） |

※　懇親会の直前の出席キャンセルは会費を頂きますので、ご注意ください。

※　当参加申込書は、当日修習生に写し（ないしその内容をまとめたもの）が配布されますので、その旨ご了解いただきますようお願いいたします。また、本申込書に別紙等を添付いただいても、別紙等は配布いたしませんので、説明会当日に修習生に直接配布していただきますよう、重ねてお願いいたします。

第７７期司法修習生及び第７４～７６期の登録替弁護士の採用を検討頂いている

法律事務所の皆様へ

札幌弁護士会次世代会員支援委員会

（旧：就職問題対応委員会）

採用事務所へのエントリーのご検討ありがとうございます。

ここ数年の就職事情として、北海道の説明会に参加する司法修習生の人数より採用希望事務所の数が多いということもあり、十分な採用活動ができないというご意見も頂いておりました。

他方、司法修習生も新型コロナウィルス等で、説明会に来られない可能性もあることなどから、事務所から情報提供を頂く点について、従前は情報提供の公平性という観点から別紙の配付は事前に受け付けず、当日のみとしておりましたが、本文に記載しきれない点について、別紙での説明が必要な事務所にはご提供いただければ修習生に事前配付することとしました。

また、若手の弁護士から就職活動の際に確認したい情報について聴取しましたので、下記のとおりお伝えさせて頂きます（なお、就職においては、各事務所の採用方針等があることは十分承知のうえであり、あくまでも参考意見であること、決して、委員会として情報提供を増やすことを推奨するものではないことを念のため申し上げます）。

【採用時に知りたい・知れたら良い条件】

○採用後の事務所の新人弁護士に対するビジョン（○年後の勤務形態など）を知りたい

○平均の労働時間がどのくらいになるかを知りたい

○１年目から担当を求められる事件数を知りたい

○給与のモデルケースについて知りたい

これらは全てケースバイケースのこともあること、修習生の資質等によって変わることは十分理解しておりますが、修習生として関心のある事項でもあるようです。

ご説明をどこまでされるかはあくまでも事務所のご判断でありますが、お伝えさせて頂きます。

また、社会保険（雇用保険等の労働保険を含む。以下同じ。）について、以下の周知を頂きたいと男女共同参画・性の多様性尊重推進本部から周知連絡を頂きましたので、記載させて頂きます。

事務所での社会保険の加入の有無は、就職後の実質の手取り収入を検討する上で必要な情報です。また、社会保険に加入できる場合には、病気や怪我で休職する際の傷病手当、産休・育休に伴う出産手当金、育児休業給付金の支給を受けることができるため、性別や年齢を問わず、働きやすい事務所であることを伝えることができます。

また説明会の際には、産休育休の取得状況や、休職の際の配慮などについても積極的に情報提供をしていただけたらと思います。